

司法制度改革関連 提出法案**【平成 14 年通常国会】**

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（法務省）
弁理士法の一部を改正する法律案（経済産業省）

【平成 14 年臨時国会】

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案（本部）
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案（本部）
学校教育法の一部を改正する法律案（文部科学省）

【平成 15 年通常国会】

裁判の迅速化に関する法律案（本部）

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（本部）

- ・ 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備（裁判所法、民事訴訟費用等に関する法律等の一部改正）
- ・ 民事調停官及び家事調停官の制度の創設（民事調停法、家事審判法等の一部改正）
- ・ 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備（弁護士法、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正）

仲裁法案（本部）

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（本部）

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（法務省）

人事訴訟法案（法務省）

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（法務省）

司法制度改革推進計画に基づく主な措置事項（平成14年度）

国民の期待に応える司法制度の構築

1 民事司法制度の改革

【民事裁判の充実・迅速化等】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として裁判の迅速化を図ることを内容とする「裁判の迅速化に関する法律案」を平成15年通常国会に提出。

計画審理の推進、証拠収集手段の拡充、専門委員制度の創設、特許権等関係訴訟事件の専属管轄化等に関し、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実】

人事訴訟の家庭裁判所への移管等に関し、「人事訴訟法案」を平成15年通常国会に提出。

簡易裁判所の管轄の拡大、少額訴訟の訴額の上限の引上げに関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【民事執行制度の強化】

民事執行制度の強化に関し、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【裁判所へのアクセスの拡充】

訴え提起の手数料額の見直し、民事訴訟等の費用の額の算出方法の簡素化等に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

民事法律扶助の拡充に関し、自己破産事件の急増等を踏まえ、平成14年度において当初予算約30億円のところ約3億円の補正予算措置を講じるとともに、平成15年度予算案において約5億円増の約35億円を計上。

【裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化】

ADRに関する関係機関等の連携強化に関し、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置するとともに、同会議において、「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」を取りまとめ。

ADRに関する制度基盤の整備に関し、「仲裁法案」を平成15年通常国会に提出。

2 国際化への対応

【法整備支援の推進】

法整備支援の推進に関し、関係省庁において、アジア地域の開発途上国等への法制度整備支援を引き続き推進。

【弁護士の国際化】

弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

司法制度を支える体制の充実強化

1 法曹人口の拡大

【法曹人口の大幅な増加】

司法試験管理委員会において、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定するとともに、平成14年度の司法試験においては、1,183人の合格者を決定。

【裁判所、検察庁等の人的体制の充実】

裁判官については、平成14年度において判事30人、判事補15人の増員を行ったところであり、平成15年度についても、同様の増員を図るための法改正を行った。

検察官についても、平成14年度及び同15年度において、それぞれ検事39人が増員された。

裁判所職員、検察庁職員や、矯正・保護・訟務関係職員についても所要の増員等。

2 法曹養成制度改革

【法科大学院】

法科大学院制度を設けることに関し、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案」、「学校教育法の一部を改正する法律案」を平成14年臨時国会に提出し、可決・成立。

中央教育審議会答申（平成15年1月23日）に基づき、法科大学院に係る設置基準を策定。

裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教員としての業務を行うための派遣に関し、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【司法試験・司法修習】

法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験及び新司法試験実施後の司法修習に関し、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案」を平成14年臨時国会に提出し、可決・成立。

3 弁護士制度の改革

【弁護士の活動領域の拡大】

弁護士法上の公務就任制限の撤廃と弁護士の営利業務従事制限の緩和に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【弁護士報酬の透明化・合理化】

弁護士の報酬規定を日弁連・弁護士会会則の必要的記載事項から削除することに関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【弁護士会の在り方】

弁護士の綱紀・懲戒手続の整備に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【隣接法律専門職種の活用等】

隣接法律専門職種の活用等に関し、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」、「弁理士法の一部を改正する法律案」を平成14年通常国会に提出し、可決・成立。

【企業法務等の位置付け】

司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対する弁護士資格の付与等に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

4 検察官制度の改革

【検察官に求められる資質・能力の向上等】

公益的活動を行う民間団体や民間企業に、検事を一定期間派遣する制度の導入等。

【検察庁運営への国民参加】

検察庁においてホームページを開設し、その中で一般人からの意見を受け付けるコーナーを設けるとともに、最高検察庁に、各界の有識者で構成される検察運営に関する懇談会を設置。

5 裁判官制度の改革

【給源の多様化・多元化】

民事調停官及び家事調停官の制度の創設（いわゆる非常勤裁判官制度の導入）に関し、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を平成15年通常国会に提出。

【裁判官の任命手続の見直し】

最高裁において、最高裁に、その諮問を受け下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関として「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」を設置することを内容とする下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則（平成15年最高裁規則第6号）を制定。

【裁判所運営への国民参加】

最高裁において、裁判所の運営について国民の意見等を反映させることを可能とする機関として、「地方裁判所委員会」及び「家庭裁判所委員会」を設置することを内容とする地方裁判所委員会規則（平成15年最高裁規則第9号）及び家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁規則第10号）を制定。

【最高裁裁判官の選任等の在り方】

本部事務局が委嘱した法学者による研究チームにより、外国の制度の調査を実施した上、検討会において検討し、その結果に基づいて「議事整理メモ」を作成するとともに、最高裁裁判官の国民審査公報について、字数制限を撤廃するなどの見直しの方向性が取りまとめられた。

司法制度の国民的基盤の確立

【分かりやすい司法の実現】

平成14年臨時国会に「会社更生法の一部を改正する法律案」等を提出し、その成立をみるとともに、平成15年臨時国会に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」、「人事訴訟法案」及び「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を提出するなど、基本法制の整備を引き続き推進。

【司法教育の充実】

小・中・高等学校を通じ、法の意義、日本国憲法と基本的人権の尊重、裁判制度の概要等に関する指導が行われているほか、検察庁において、主に小・中学生等を対象とする「移動教室プログラム」や「出前教室プログラム」、主に高校生以上を対象とする「刑事裁判傍聴プログラム」等を実施。

【司法に関する情報公開の推進】

検察庁における情報公開・提供の推進に関し、ホームページを開設して検察庁の業務や被害者支援のための制度等を紹介するほか、検察の役割や刑事手続の流れについて分かりやすく説明した広報用ビデオを作成し、これを各種団体からの求めに応じて貸与。

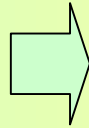
第10回顧問会議 添付資料（抜粋）

民事調停法・家事審判法の一部改正
-民事調停官・家事調停官制度の創設-

民事調停手続・家事調停手続

現行制度

裁判官が手続を
主宰



改正案

裁判官に加え、
弁護士から採用し
た**民事調停官・家
事調停官**(裁判所
の非常勤職員)
も、裁判官と同等
の権限をもって手
続を主宰

民事調停法・家事審判法の一部改正について（概要）

1 民事調停官及び家事調停官制度（いわゆる非常勤裁判官制度）の創設

民事調停法及び家事審判法を改正することにより、弁護士が、民事調停事件及び家事調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰することができる制度を創設する。

2 民事調停官及び家事調停官の概要

任命

民事調停官及び家事調停官は、5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所が任命する。

職務

民事調停官及び家事調停官は、調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもって、調停事件の処理に必要な職務を行う。

任期

民事調停官及び家事調停官の任期は2年とし、再任されることができる。

勤務の形態

民事調停官及び家事調停官は、非常勤とする。

身分保障

民事調停官及び家事調停官は、法定された解任事由に該当する場合を除いて、その意に反して解任されることはない。

職権の行使

民事調停官及び家事調停官は、独立してその職権を行う。

民事調停官の主な権限

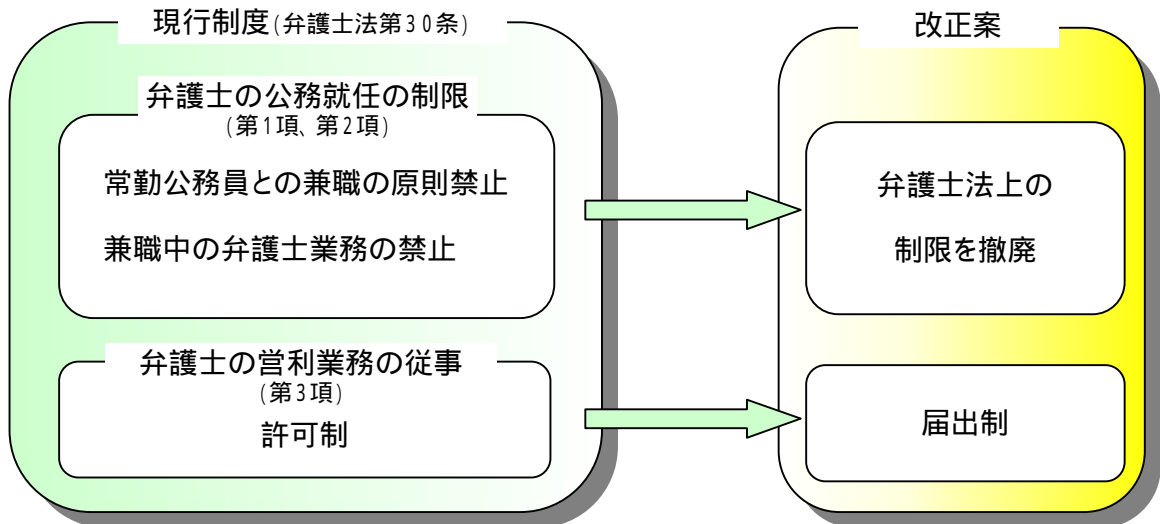
- ・ 調停委員会により又は単独で、調停手続を主宰すること
- ・ 民事調停法第17条所定の調停に代わる決定をすること

家事調停官の主な権限

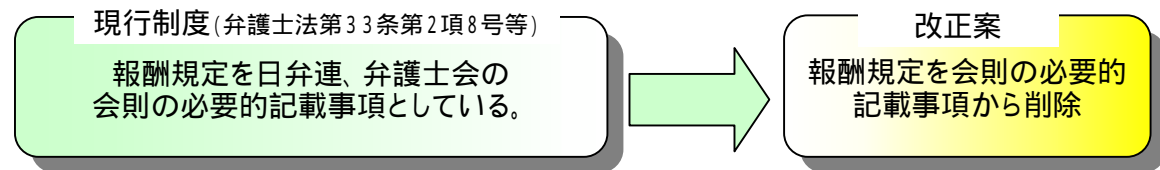
- ・ 調停委員会により又は単独で、調停手続を主宰すること
- ・ 家事審判法第23条所定の合意に相当する審判をすること
- ・ 家事審判法第24条所定の調停に代わる審判をすること

弁護士法の一部改正 - 弁護士制度の改革 -

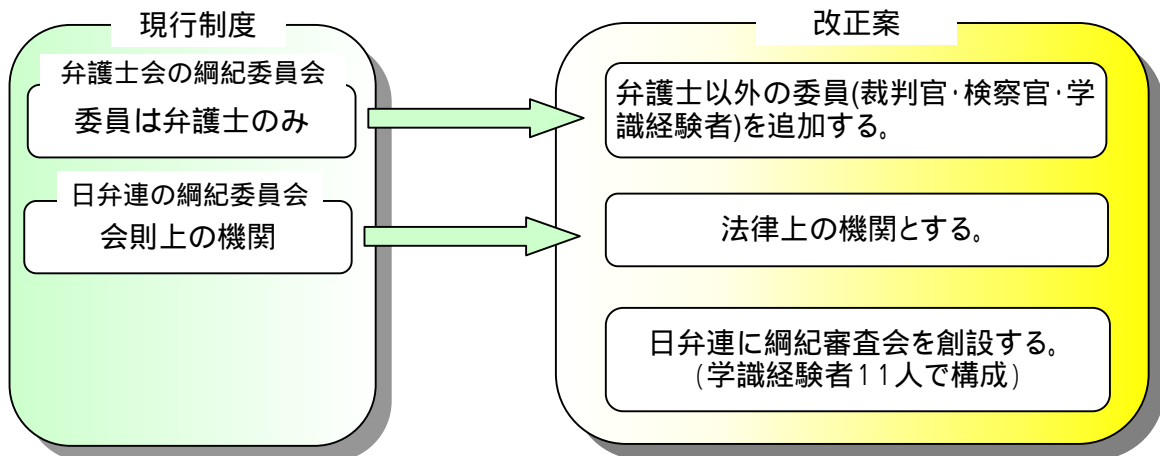
公務就任の制限の撤廃及び営利業務従事の制限の緩和



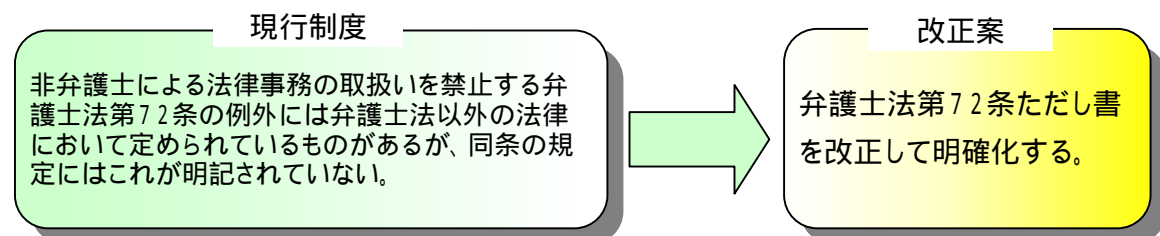
報酬規定の削除



綱紀懲戒手続の整備



非弁護士による法律事務の取扱い禁止の例外



**弁護士法の一部改正
- 弁護士資格の特例の拡充について -**

< 現行制度 >

原則（弁護士法第4条）

司法修習生の修習を終えた者

特例（弁護士法第5条）

最高裁判官（第1号）

簡裁判事、検察官、裁判所調査官・事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆・参議院法制局参事、内閣法制局参事官（第2号）
司法試験合格後、経験年数5年以上

大学等の法律学の教授、助教授（第3号）
経験年数5年以上



< 拡充の方向性 >

企業法務等の担当者、公務員

司法試験合格後、裁判手続関係等所定の法律関係事務（ ）に、7年以上従事
所定の研修を修了

国会議員

司法試験合格後、経験年数5年以上

政令に定める試験を経て任命された検事(いわゆる特任検事)
検事としての経験年数5年以上

（ ）法律事務の例

企業法務等の担当者	...	裁判手続関係、契約関係	等
公務員	...	裁判手続関係、法令の立案	等

弁護士法の一部改正について（概要）

1 弁護士となる資格の特例の拡充

企業法務の担当者や地方議会議員を含む公務員等であって、司法試験合格後、裁判手続等所定の法律関係事務に7年以上従事し、かつ、その後に所定の研修を修了した者に対して弁護士資格を付与する。

司法試験合格後、5年以上国会議員の職に在った者に弁護士資格を付与する。

いわゆる特任検事を5年以上経験した者に弁護士資格を付与する。

2 弁護士法上の公務就任の制限の撤廃と弁護士の営利業務従事の制限の緩和

弁護士法上の公務就任の制限を撤廃する。

弁護士が営利業務に従事する場合につき、許可制から届出制に移行する。

弁護士会は、営利業務に従事する弁護士の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供する。

3 弁護士の報酬規定の会則記載事項からの削除

弁護士の報酬規定を日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）・弁護士会会則の必要的記載事項から削除する。

4 弁護士の綱紀・懲戒手続の整備

(1) 弁護士会の綱紀委員会の委員

弁護士のみで構成されている弁護士会の綱紀委員会の委員に弁護士以外の委員（裁判官、検察官及び学識経験者）を加える。

(2) 日弁連の綱紀委員会

日弁連に法律上の機関として綱紀委員会を設置する。

日弁連の綱紀委員会は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験者である委員で組織する。

日弁連の綱紀委員会の機能

弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をした場合等において、懲戒請求者が異議の申出をしたときに、異議の審査を行う。

日弁連が懲戒の事由があると思料するときに、その求めにより、日弁

連の懲戒委員会に審査を求めることが相当か否か、事案の調査を行い議決をする。

弁護士及び弁護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

(3) 綱紀審査会

日弁連に綱紀審査会を創設する。

綱紀審査会は、学識経験者（弁護士、裁判官及び検察官である者又はこれらであった者を除く。）11人で組織する。

綱紀審査会の機能

弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をし、懲戒請求者が異議の申出をしたが、日弁連の綱紀委員会の審査により、日弁連がこれを棄却・却下した場合に、綱紀審査会に更なる審査の申出ができる制度とする。

綱紀審査会が出席した委員の3分の2以上の多数をもって、弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、事案は弁護士会に送付され、弁護士会の懲戒委員会の審査に付される。

(4) 異議の申出及び綱紀審査の申出の期間

異議の申出の期間は60日とし、綱紀審査の申出の期間は30日とする。

(5) 懲戒の処分の公告等

日弁連は、日弁連又は弁護士会が弁護士又は弁護士法人を懲戒したときは、懲戒の処分の内容を官報をもって公告する。

5 弁護士法第72条の明確化

非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第72条の例外には弁護士法以外の法律において定められるものがある旨を、同条ただし書を改正して明確化する。

6 その他所要の改正

平成 15年度予算における裁判官・検察官等の増員について

第 1 裁判所関係

- 1 裁判官 45人(判事30人、判事補15人)
- 2 裁判所書記官 222人(うち175人は振替)
- 3 家庭裁判所調査官 30人(うち25人は振替)

純増数 裁判官 45人
裁判官以外の裁判所職員 9人

(参考)平成14年度

- 1 裁判官 45人(判事30人、判事補15人)
- 2 裁判所書記官 245人(うち200人は振替)
- 3 家庭裁判所調査官 5人

純増数 裁判官 45人
裁判官以外の裁判所職員 7人

第 2 検察庁関係

- 1 検事 39人
- 2 検察事務官 86人

純増数 検事 39人
検事以外の検察庁職員 3人(行政職(二)職員を除く。)

(参考)平成14年度

- 1 検事 39人
- 2 検察事務官 90人

純増数 検事 39人
検事以外の検察庁職員 12人(行政職(二)職員を除く。)

最高裁判所規則第六号

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則

(設置)

第一条 最高裁判所に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 最高裁判所の諮問に応じて、高等裁判所長官、判事及び判事補（以下「下級裁判所裁判官」という。）として任命されるべき者を裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十条第一項の規定により指名することの適否その他同項の規定による指名に関する事項を審議すること。

二 前号の規定により指名の適否について諮問に付した者（以下「指名候補者」という。）に関する情報を収集すること

三 第一号の審議の結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

(委員会への諮問)

第三条 最高裁判所は、下級裁判所裁判官として任命されるべき者として指名されることの希望を申し出た者（以下「任官希望者」という。）については、当該者を指名することの適否を委員会に諮問しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、最高裁判所は、任官希望者を指名することの適否を委員会に諮問することを要しない。

一 判事を高等裁判所長官に指名する場合

二 任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり、かつ、その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるなど、諮問をす
る必要性が低いものとして委員会が定める場合

3 最高裁判所は、委員会に対して、指名候補者を指名することの適否の意見を述べないものとする。

(指名結果等の通知)

第四条 最高裁判所は、指名候補者について指名するか否かを決定したときは、その結果を委員会に通知する。この場合において、次のいずれかに該当するときは、その決定の理由をも委員会に通知する。

- 一 委員会が指名することは適当である旨の意見を述べた指名候補者を指名しなかったとき。
- 二 委員会が指名することは適当ではない旨の意見を述べた指名候補者を指名したとき。
- 三 その他最高裁判所が必要と認めるとき。

(組織)

第五条 委員会は、委員十一人で組織する。

(委員の任命)

第六条 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから、最高裁判所が任命する。

(委員の任期等)

第七条 委員の任期は、三年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第八条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第九条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の要求又は意見の聴取)

第十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができる。

(協力依頼)

第十一条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、

裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができる。

(地域委員会の設置)

第十二条 委員会に、地域委員会を置く。

2 地域委員会は、各高等裁判所の所在地に置く。

(地域委員会の所掌事務等)

第十三条 地域委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指名候補者に関する情報を収集して、その取りまとめを行うこと。

二 前号の規定により取りまとめた内容を委員会に報告すること。

2 地域委員会は、前項第二号の規定により報告をするに当たっては、必要な意見を付することができる。

(地域委員会の組織)

第十四条 地域委員会は、地域委員五人で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、十人に達するまで地域委員の数を増加することができる。

(地域委員の任命)

第十五条 各地域委員会の地域委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者であって、各地域委員会に係る高等裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務するもののうちから、最高裁判所が任命する。

(地域委員長)

第十六条 地域委員会に地域委員長を置き、地域委員の互選により選任する。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、地域委員長について準用する。

(準用規定)

第十七条 第七条及び第九条から第十一条までの規定は、地域委員会について準用する。

(庶務)

第十八条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。ただし、地域委員会に係るものについては、各地域委員会に係る高等裁判所の事務局総務課において処理する。

(雑則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。ただし、地域委員会に係るものについては、地域委員長が地域委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条第一項の規定は、任官希望者のうち平成十五年十月一日までに下級裁判所裁判官として任命されることを希望するものに関する諮問については、適用しない。

最高裁判所規則第九号

地方裁判所委員会規則

(設置)

第一条 地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、地方裁判所に地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、当該委員会を置く地方裁判所の運営（その管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。）に関し、当該地方裁判所の諮問に応ずるとともに、当該地方裁判所に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、二十五人に達するまで委員の数を増加することができる。

(委員の任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、第二条に規定する地方裁判所が任命する。

- 一 当該地方裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
- 二 当該地方裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
- 三 当該地方裁判所に対応する地方検察庁又は当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
- 四 当該地方裁判所又はその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、第二条に規定する地方裁判所の事務局総務課において処理する。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

最高裁判所規則第十号

家庭裁判所委員会規則

(設置)

第一条 家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、家庭裁判所に家庭裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、当該委員会を置く家庭裁判所の運営に関し、当該家庭裁判所の諮問に応ずるとともに、当該家庭裁判所に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、二十五人に達するまで委員の数を増加することができる。

(委員の任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、第二条に規定する家庭裁判所が任命する。

- 一 当該家庭裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
- 二 当該家庭裁判所と管轄区域を同じくする地方裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
- 三 当該家庭裁判所に対応する地方検察庁又は当該家庭裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
- 四 当該家庭裁判所の裁判官

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、第二条に規定する家庭裁判所の事務局総務課において処理する。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

(旧規則の廃止)

第二条 家庭裁判所委員会規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十九号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に旧規則第四条第四号又は第五号の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に第四条の規定により同条第一号の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、平成十六年七月三十一日(同日までの間に退任する委員にあっては、その退任の日)に満了するものとする。

第四条 平成十六年七月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条中「委員十五人以内」とあるのは、「附則第三条の規定により委員に任命されたものとみなされる者の数に委員会ごとに最高裁判所が別に定

める数を加えた員数（当該員数が十五人を下回る場合にあっては十五人）以内の委員」とする。

- 2 第三条ただし書の規定は、平成十六年七月三十一日までの間においては、附則第三条の規定により委員に任命されたものとみなされる者の数に委員会ごとに最高裁判所が別に定める数を加えた員数が二十五人以上である委員会については、適用しない。

「最高裁裁判官の選任過程について

透明性・客観性を確保するための適切な措置」について

議事整理メモ・要旨

以下は、座長において、第12回ないし第14回法曹制度検討会における「最高裁裁判官の選任過程について透明性・客観性を確保するための適切な措置」に関する各委員の発言内容を、適宜項目別に要約・整理した議事整理メモの要旨である。

「任命諮問委員会」の設置について積極的な意見（2名）

昭和50年代に法案として提案された「任命諮問委員会」が参考になるが、更に相当の検討が必要であるという意見（1名）

「任命諮問委員会」を設置することの是非について結論を留保する意見（2名）

現状の最高裁判所の機構・機能を前提とする場合には、これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」を設置することには問題がある、更に設置には消極である、とする意見（4名）

最高裁裁判官の選任について行政府だけでなく立法府も関与する制度が望ましいとする意見（1名）

これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」とは権限・機能において異なる委員会ないし機関を設置することを検討すべきであるとする意見（2名）

選任過程の透明性・客観性の問題を検討する場合の議論の広がり、法曹制度検討会における議論の在り方・限界、最高裁判所の在り方についての議論の

必要性などについての意見（５名）

これまで最高裁判所が果たしてきた役割・機能などについての意見

選任された最高裁裁判官についての説明の在り方などについての意見

「最高裁裁判官の選任過程について

「透明性・客観性を確保するための適切な措置」について

議事整理メモ

以下は、座長において、第12回ないし第14回法曹制度検討会における「最高裁裁判官の選任過程について透明性・客観性を確保するための適切な措置」に関する各委員の発言内容を、適宜項目別に要約・整理したものである。

(注) 第12回検討会においては、第11回検討会で行われた外国調査グループからの報告や過去に存在した制度等についての事務局からの説明などを材料とした自由討論を行い、第13回、第14回検討会においては、現在の最高裁判所の機構を前提とした上で「任命諮問委員会」の設置の是非について議論した(現在の最高裁判所の機構を前提とする議論には限界があるとする立場からの意見表明も可とした。)

「任命諮問委員会」の設置について積極的な意見

- ・ 司法制度改革審議会意見書(以下、意見書という。)を見ても、昭和22年当時の制度にも触れられており、最高裁裁判官の選任過程の透明化については、単なる運用面での対応だけではなく、制度面での対応を考慮しておくべき時期にきている。(第12回・木村委員)
- ・ 昭和50年代に国会に提出された最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案の趣旨説明には、現行法上、最高裁裁判官の指名・任命は、内閣の専権であり、全く自由に行使することができ、それが適正に行われることを制度的に保障すべきものがない、などと、大事なポイントを突いている点があり、最高裁裁判官の選任がこのような委員会の手続を経ることになれば、納得のできる側面が出てくる。特に、設置法案が提案するような国会、司法関係の委員が納得した形で最高裁裁判官が選任されたということになれば、国民も納得できるのではないか。(第13回・木村委員)
- ・ 最高裁裁判官の選任過程の透明性・客観性を確保するためには、国民を代表する委員も入ったところで選任が行われているということを内閣が表明

する責任があり、憲法の規定は尊重しながら、その中で透明性を確保するための措置を積極的に講ずる方向が望ましい。(第14回・木村委員)

- ・我が国の最高裁判所は、憲法裁判所的な機能を持った司法裁判所であるから、意見書がいうように、最高裁裁判官に対する国民の信頼を高めるためには、第1に、司法裁判所裁判官として、すなわち実務家として、国民の信頼に応える公平で実力のある裁判官を選任する必要がある、第2に、憲法裁判所的な機能を有するので、政治的な面でも信頼感を持たれる必要がある、そのためには、民主的な正統性を有し、他の政治権力との関係で独立を保ち、少数者のためにもきちんとした政治的な発言のできる資質を備えた裁判官を選任する必要がある。そして、このような裁判官を選任することを担保する制度として「裁判官任命諮問委員会」を制度化する時期にきており、裁判官選任の審査基準、審査手続、委員選任方法などを定めるべきである。(第12回、第13回・平山委員)
- ・司法の役割がますます増大する21世紀においては、下級裁判所裁判官について「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」が設置されることからみても、最高裁判所に国民的基盤を与えることが極めて重要であり、委員の中に法曹以外の市民が参加する「裁判官任命諮問委員会」の設置を考えるべきである。(第14回・平山委員)

昭和50年代に法案として提案された「任命諮問委員会」が参考になるが、更に相当の検討が必要であるという意見

- ・どのような組織にするのかは別として、「任命諮問委員会」組織を設置することが必要ではないかと基本的には考える。ただ、昭和22年当時の状況とは事情が全く異なるし、昭和32年の制度も最高裁判所の機構改革を前提にしたものであるから取り得ないとする、昭和50年代の法律による諮問委員会の設置が参考となるが、組織の構成人員、運用、権限等について相当検討すべきであり、むしろこれまでにない形の諮問委員会を構想すべきである。(第13回・松尾委員)

「任命諮問委員会」を設置することの是非について結論を留保する意見

- ・現在の最高裁判所の機構を変えない前提で考えると、10人以上は法律の専門家でなければならない、という枠があり、かつ、最高裁判所には最終的な法律判断を求めて多数の事件が持ち込まれ、これを処理するには、法的に高度の専門性を備えた者が必要とされている、ということがある。したがって、諮問委員会を設置すれば、国民の目から見ると選任過程にスクリーニングがかかる感じはするが、諮問委員会が機能するのかはよく分からない。結果的には、同じことになり、諮問委員会は一体何をやっているのか、ということにもなりかねず、設置に賛成とも反対とも言いかねる。実態がどうなるのかを考える必要があり、理念だけで設置するわけにはいかない。委員の選任の問題もあるし、15人を一斉に選任するのであればそれなりの意味があるが、年に1人、2人を先ほどの枠の中で選任すると、委員会による選任にどれだけの実質的な効果があるのか、ということも考えておく必要がある。(第13回・中川委員)
- ・諸外国においては、我が国に比べ、最高裁判所裁判官の選任過程についての政治ないし政党の関与の度合いが大きい感じがし、我が国の場合、裁判所と政治は距離を持っており、最高裁裁判官の選任も正しく行われている感じがする。設置した委員会が機能すれば、透明性・客観性の観点からは現在よりも良いが、設置すべきであるとは決めがたい。(第13回・岡田委員)

現状の最高裁判所の機構・機能を前提とする場合には、これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」を設置することには問題がある、更に設置には消極である、とする意見

- ・現在の最高裁判所は、違憲審査の機能と通常の事件についての上告審の機能を果たしているが、最高裁裁判官としては、前者については思想的・政治的判断を求められるのに対し、後者については実務的・専門的判断を求められる。このような最高裁裁判官の選任過程に透明性・客観性を持たせ、

設置した委員会においてどう判断するかということになると、矛盾が出てくる。その意味で、現行の最高裁判所の仕組みを残しつつ、透明・客観的な選任をしたり、設置した委員会を機能させるのは難しいのではないか。

(第13回・奥野委員)

- ・今の時点での最高裁判官の選任は、昭和22年当時とは異なり、後任者にどのようにして適格者を選任するかという局面での問題となる。人事の本質から考えると、前任者の役割を踏まえて後任となる者の能力がそれにふさわしいかどうかを決める必要があるが、そのためには前任者、後任者について質の高い情報を有している者が選任に関与すべきことになる。また、憲法は、議院内閣制を採用した上で、司法権と行政権のチェック・アンド・バランスの観点から、最高裁判官の選任を内閣の専権としている。任命権者以外の他の機関の関与を認めているアメリカ、ドイツ、フランスも、そのような仕組みはいずれも憲法上の仕組みとされており、何らかの仕組みを設けるとしても、本来は憲法で設けるのが筋ではないか。さらに、現在最高裁判所が担っている職責・役割を果たすためには、多数の民事事件、刑事事件の処理が必要であり、人事の本質からいえば、そのような観点からみた適格者を充てざるを得ない。以上のような憲法上の視点や現状における最高裁判所の職責・役割からすると、任命過程において何らかの措置を講ずることについては、具体的な制度設計は極めて難しいと考えている。(第13回・佐々木委員)

- ・現在の最高裁判所の機構、在り方を見直さずに考えると、実効的な措置を考えれば考えるほど憲法問題に入らざるを得なくなる。下級裁判所の裁判官についての諮問委員会は、裁判所の権限の中での問題であるが、最高裁判官についての内閣の任命・指名をどう適正に行うかということについて諮問委員会を設置するということになると、権力分立の仕組みそのものをどうするか、という問題が絡み、憲法問題になる。下級裁判所の裁判官の任命・諮問手続については、最高裁に戻して検討してもらっていることを考えると、最高裁判官の選任の問題は、まず内閣で考えてください、

ということになるのではないか。現状に問題があることは事実であるが、何らかの諮問委員会的なものを設置するだけでは問題は解決しないと思う。(第13回・田中委員)

- ・現在の最高裁判所の機能・機構、果たしている役割、特に年間新受件数に現れているように、最高裁判所が現実に果たしている機能の力点は民事、刑事の具体的な事件の解決にあり、退官者を補充する後任者の任命については、専門分野を考慮して選任せざるを得ない。そうすると、私としては、「任命諮問委員会」を設置しても、何を議論するのか具体的なイメージを作り上げることができないし、内閣の憲法上の権限と委員会との絡みも重要な問題として残っているのであるから、委員会の設置には消極である。(第13回・小貫委員)

最高裁判官の選任について行政府だけでなく立法府も関与する制度が望ましいとする意見

- ・三権分立から考えると、最高裁判官の選任を政府の専権にするのではなく、立法府と行政府が緊張関係を持ちつつ決定する仕組みをとるべきであり、例えば、行政府が指名した者について、議会が同意するかどうかでチェックする制度が望ましい。憲法がそのような規定をしていないのは、制度の不備であり、顧問会議を通じて、内閣や立法府に発言して欲しい。(第13回・奥野委員)

これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」とは権限・機能において異なる委員会ないし機関を設置することを検討すべきであるとする意見

- ・意見書がいう透明性とは、最終判断の理由、そういう選定に至った理由を説明する、ということであり、客観性とは、あらゆる情報を収集して適任者を選んだ、そういう努力をしたという過程が必要である、ということであると思う。そうすると、内閣自身がそのような機関の助力を必要とするというのであれば、有能な人材に関する情報収集、情報提供機能を果たす

機関を内閣の中に設置することは可能であろう。また、その機関は、国民審査の際に情報提供を行うことになる。(第13回・釜田委員)

- ・最高裁裁判官の選任について、内閣対国民の審査という形の緊張関係を作り出すための委員会、例えば、内閣が選んだ者について、当該委員会で模擬議会証言のようなことを行って、その人の資質、経歴や、その人がどのような考え方の持ち主かを明らかにした上、電子媒体で公開し、問題があれば内閣は国民審査をおそれて任命をやめ、そうでなければ任命する、そのようなことをする委員会を作ることは可能ではないか。(第13回・奥野委員)

選任過程の透明性・客観性の問題を検討する場合の議論の広がり、法曹制度検討会における議論の在り方・限界、最高裁判所の在り方についての議論の必要性などについての意見

- ・単なる運用面の透明化だけでなく、機構改革を含めた大きなとらえ方をすべきであるが、政治に関わる大きな問題であり、意見書が法曹制度検討会に対し、そこまでの検討を求めているとは思われない。(第12回・松尾委員)
- ・選任手続の透明性の問題も大事だが、最高裁の制度自体についてその機能向上のためにどうすべきか考えるべきである。最高裁裁判官の選任の制度は、最高裁の制度や国民審査制度の在り方にも関連してくるので、選任制度だけ取り出して議論することは難しいのではないか。また、一時期に選任されるのは、1、2名であり、しかも出身分野が決まっていることが、後任者選択の幅を狭めている。(第12回・奥野委員)
- ・最高裁判所の在り方については、司法の根幹に関わる問題であり、小さな委員会で処理するのではなく、国民の代表が意思表示できるしかるべき場できちんと議論すべきである。(第12回・中川委員)

- ・意見書の趣旨が、単に選任プロセスの透明化・客観化にあるとすれば、例えば、候補者の情報を十分に収集するとか、それを公開するなどの方法が考えられる。しかし、司法改革を進める中で、下級審の処理能力を向上させるとともに、最高裁判所については、その役割分担をはっきりさせ、憲法判断や法令解釈の統一という本来の機能を強化すべきであり、そのような観点を踏まえた最高裁裁判官の選任システムはどういうものが適切か、という問題提起であるとするれば、最高裁の機能、機構の見直しを含めて検討すべきことになるのではないか。(第14回・中川委員)
- ・最高裁判所の在り方や機構論を議論すべきであるという意見は理解できるが、憲法論にまで踏み込んだ機構論、制度論という幅広い、深い議論の場としては、当検討会ではなく別途の場が適当である。(第12回・小貫委員)
- ・最高裁裁判官の選任過程の透明化が議論の対象とされているが、適任者の選任ということになると、最高裁判所の位置づけや最高裁裁判官に対して何を期待するかという選任基準の問題と絡ませて議論する必要がある。透明化を図れば本来の期待されている機能を最高裁判所が果たすことになるというような形だけの議論に縮減することには問題がある。(第12回・田中委員)
- ・最高裁判所の機構論について議論することは適当でないにしても、現在の選任過程にある問題点の検討は、当検討会において行うべきである。また、事前裁量から事後チェックへという大きな流れがあり、三権の中で事後チェックを担う司法の改革をきちんと考えよう、といわれる中で、憲法についての国民の感情も少しずつ変わりつつあり、当検討会においても、最高裁判所の在り方についての問題提起を行うべきである。(第12回・奥野委員)
- ・当検討会においてどこまで検討できるのかについては、限界があると思う

が、この問題については矮小化してものを考えるべきではない。具体的な仕組みなどについて結論が出るものではないと思うが、この機会に最高裁判所の在り方を広く大きくとらえる形で議論し、顧問会議などを通じて政治サイドに反映させることを考えたい。(第12回・松尾委員)

これまで最高裁判所が果たしてきた役割・機能などについての意見

- ・例えば、投票価値の平等の問題の取扱いについてみられたとおり、これまで最高裁判所は必ずしもきちんとした形で機能してきたとはいえないのではないか。(第12回・奥野委員)
- ・我が国の最高裁判所には、少し活力がなくなっている。世の中はどんどん進んでいるのであるから、もう少し社会を進めるという姿勢があって良い。(第12回・中川委員)
- ・最高裁判官の人事問題の評価は、結局この55年間の最高裁判所の業績をどう評価するかによって変わってくる。よく比較されるのは、アメリカとドイツであるが、両国とも連邦制の国家であり、アメリカでは連邦最高裁に州法の統一を図ろうとする姿勢があって違憲判決は州法を対象とするものが多く、連邦法は少ない。スタート時から比較するというように、比較の仕方によっては、我が国の方が法令違憲の判断が多いという評価も可能である。(第12回・釜田委員)
- ・単一国家の我が国の場合は、議会との関係が重要であり、我が国の最高裁判所は憲法上国権の最高機関と位置づけられた国会との関係をどのように調整していくかについて、自制的であったという見方もできる。定数不均衡の問題も、30年間のやりとりを通じ、衆議院については国会自身が法改正をして2倍以内におさめるという方向に至ったことをどう評価するかの問題であり、1、2年で裁判所が突出して議会、行政に変わって改革の青写真を作るのが良いのか、裁判所が問題を投げ返し、議院内閣制をとる我が国の場合、本来その役割を担う議会が内閣と一緒に改革するのが、時

間はかかっても全体としては良いのか、という問題である。(第12回・釜田委員)

- ・今までの最高裁判所の業績と裁判官の人事問題をどのように結びつけて評価するかについての一つの尺度は、実際に国民審査制度で罷免された裁判官はいなかった、という事実である。(第12回・釜田委員)

選任された最高裁裁判官についての説明の在り方などについての意見

- ・選任過程の透明化もさることながら、選任された裁判官が、国民の目から見て納得できる人かどうかが重要である。実際に選任された裁判官が、信頼に値すると判断できるような十分な説明をして欲しい。最高裁の裁判官はいわば公人であるから、プライバシーを多少犠牲にするくらいの覚悟があってしかるべきである。(第12回・中川委員)
- ・新たに行われるようになった内閣官房長官の記者会見による説明については、透明化という面で足りるのか、という感じを受ける。また、記者会見の内容がマスコミ報道の中で詳しく述べられているかという点必ずしもそうではない。だれが最高裁の裁判官に任命されることになったかということと、その人の経歴だけが報道されているのが実態であり、国民が、任命に関する透明化された情報を知ることができないという現状が続いているのではないか。(第13回・松尾委員)
- ・内閣として選任過程をどこまで説明できるかということになるが、個人のプライバシーのことも考慮する必要があるが、最大限の努力をする必要がある。それとともに、国民審査においても、対象となる裁判官についての、これまでよりも一歩も二歩も踏み出した情報提供が可能であり、現状では、そのような側面からの改善が望ましい。(第13回・小貫委員)

最高裁裁判官の任命について

最高裁裁判官の任命は、最高裁長官の意見を聞いたうえで、内閣として閣議決定する。

最高裁長官に意見を聞くのは、最高裁の運営の実情を踏まえたものとなるよう人事の万全を期すため慣例として行っている。

最高裁長官の意見は、一般的には、出身分野、候補者複数名と最適候補者に関するものである。

候補者については、(ア)主として裁判官、弁護士、検察官の場合は、最高裁長官から複数候補者について提示を受け、(イ)行政、外交を含む学識経験者については、原則内閣官房で候補者を選考し、いずれの場合も内閣総理大臣の判断を仰いだうえで閣議決定する。

その際、最高裁裁判官は国民審査をうける重い地位であることに鑑み、極力客観的かつ公正な見地から人選している。

現在の最高裁裁判官の出身分野は、最高裁の使命、扱っている事件の内容などを総合的に勘案した結果のもの。

現在の最高裁裁判官の 15 人の出身分野

裁判官 6 (民事 5、刑事 1)、弁護士 4、学識者 5 (大学教授 1、検察官 2、行政官 1、外交官 1)

最高裁裁判官の法律上の任命資格〔裁判所法 41 条〕

- ・ 識見の高い、法律の素養のある 40 歳以上の者。15 人のうち少なくとも 10 人は、高裁長官又は判事を 10 年以上
高裁長官、判事、簡裁判事、検察官、弁護士、法律学の教授等で、通算 20 年以上

最高裁の使命 憲法判断、法令解釈の統一

平成 12 年度；新規受理件数 約 6,400 件 (うち民事事件 約 4,500 件。刑事事件 約 1,900 件。) 大法院事件 (憲法判断・判例変更) 8 件。

以上について、内定後官房長官記者会見で、可能な範囲で選考過程、選考理由を明らかにする。

なお、候補者を含め具体的な人選の過程は公表しない。